

「船員保険法施行規則の一部を改正する省令」に関する意見公募手続について

令和 3 年 8 月 2 日
厚生労働省保険局保険課

1. 命令等の題名

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

2. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しませんでした。

3. 実施しなかった理由

本省令については、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 30 号)第 4 条の規定による改正後の船員保険法による給付(平成 22 年 1 月 1 日以後に発生した事故等により受給権が発生している給付)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)第 5 条の規定による改正前の船員保険法による障害年金等について、令和 3 年 8 月から適用する賃金スライド率を定めるものであり、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条第 4 項第 3 号に定める「当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等」に該当することから、意見公募手続は実施しませんでした。

【参照条文】

○行政手続法(抄)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 (略)

(結果の公示等)

第四十三条 (略)

2～4 (略)

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 一 命令等の題名及び趣旨
- 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由